

毎週火、金(発行の但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

◇告示 目 次

基本測量の終了

物品移入禁止区域の指定

ひな白痢検査の実施

肝てつ検査等の実施

ひな白痢検査の実施

◇人委規則 一 作業種類

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部改正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

二 作業地域

倉吉市、境港市、米子市

西伯郡大山町、名和町、中山町、西伯町、

会見町、岸本町、伯仙町、日吉津村、淀

江町

東伯郡赤崎町、東伯町、大栄町、北条町、

羽合町、東郷町、泊村、三朝町、閑金町、

気高郡青谷町、鹿野町

日野郡溝口町

三 作業終了年月日

昭和三十七年六月三十日

鳥取県告示第四百二十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、建設省国土地理院長から次のとおり

鳥取県告示第四百二十九号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定により、昭和三十七年七月十七日から豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として、兵庫県赤穂郡を指定する。

昭和三十七年八月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年八月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

別表	ひな白痢検査日程	実施期日	実施区域	実施場所
		八月 六日	鳥取市里仁	森本与
		八日 岩美郡岩美町岩常	田淵	
		八日 鳥取市赤子田	西尾	
		近藤	小林	
		横田	宮脇	
		前嶋	星見	
		九日 横枕		
		十日 湖山町堀越	奥村	
			星見	

一 実施の目的 ひな白痢予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射・検査及び駆除の方法

ひな白痢急速診断法

実施期日 実施区域 実施場所

八月 六日 八頭郡智頭町南方

八月 六日 河原町徳吉

八月 六日 智頭町南方

八月 六日 西野

八月 六日 八東町安井

八月 六日 中村

八月 六日 豊

八月 六日 春摘

八月 六日 古谷

八月 六日 東田

八月 六日 有田美喜枝

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八月 六日 郡治

八月 六日 弘毅

八月 六日 薫甫

八月 六日 米井

八月 六日 小林

八

実施期日	実施区域	実施場所	所子地区	
			所子	所子
八月 九日	西伯郡大山町香取	香取検診所	六日 気高郡青谷町勝部地区	青谷町楠根
八日	赤松	赤松	七日 日置谷地区	大坪
十日	中山町二本松	二本松	八日 鹿野町鹿野地区	鹿野町鹿野
十五日	萩原	萩原	九日 小鷲河地区	綿峰
十七日	大中尾	大中尾	十日 気高町瑞穂地区	氣高町下坂本
二十日	大都	大都	十一日 逢坂地区	山宮
二十二日	林之峰	林之峰		
二十四日	名和町楽仙	楽仙		
二十七日	陣構	陣構		
二十九日	上大山	上大山		
三十一日	新渡道	新渡道		

鳥取県告示第四百三十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に對して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年八月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏。種鶏及び同一構内で飼育している鶏

十日十一日	河原町布袋	弓河内	河原町北村	有田 国光
八東町日田	井尻 達蔵	小林 正憲	霞本 秀実	坂本 義信
前島庄太郎	川上 安蔵	森本 三郎	安養寺善一	松岡 寛
前島庄太郎	川上 安蔵	森本 三郎	安養寺善一	松岡 寛
牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のもの	牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のもの	牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のもの	牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のもの	牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のもの

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

一 実施の目的 肝てつ症並びにピロプラズマ病予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査法

ピロプラズマ検査……血液塗沫検査

肝てつ駆除……ビチノール製剤投与

ダニ駆除……BHC撒布

別表一 肝てつ検査及び駆除

実施期日	実施区域	実施場所
八月 六日	西伯郡大山町大山地区	赤松検診所
八月 七日	鹿野町鹿野地区	豊房
八月 八日	小鷲河地区	坊領

六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に對して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年八月三日

鳥取県人事委員会規則第二十九号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号(1)中「別表第三における高校卒の学歴区分欄」を「修学年数調整表（別表第三）における高校卒の学歴区分欄」に改め、同条同項同号の(4)中「修学年数調整表（別表第三）」を「別表第三」に改める。

第八条の二第二項に次の一号を加える。
四 公安職給料表の適用を受ける職員で、等級分類基準の規則別表第二の四等級欄に定める職及び五等級欄に定める職にある者

別表第一の二の(2)の16中「農業技術研究所及び農業試験所」を「園芸試験場及び茶業試験場（昭和三十六年十一月三十日以前における農業技術研究所及び農業試験場を含む。）」に改める。

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定印 鳥取県
一部月額 二五〇円（配送料共）

昭和四年四月三日第三種郵便物認可

発行日 火、金

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条の二第二項の改正規定は、昭和三十七年七月一日から、別表第一の改正規定は、昭和三十六年十二月一日から適用する。

附 則